

魚津市告示第11号

令和6年能登半島地震における被災住宅応急修理助成事業実施要綱を次のように定める。

令和6年1月26日

魚津市長 村椿 晃

令和6年能登半島地震における被災住宅応急修理助成事業実施
要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震（気象庁により令和6年1月1日に令和6年能登半島地震と名称を定められた地震のうち、令和6年1月1日に発災した地震及びその余震をいう。以下同じ。）により市内で被災した住宅の応急修理に要する費用を助成することにより、当該住宅の被害の拡大を防ぎ、もって被災者の生活再建に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のため使用している建物の全てをいう。
- (2) 全壊 災害の被害認定基準について（令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）別紙の住家全壊（全焼・全流出）をいう。
- (3) 大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊 災害の被害認定基準について別紙の大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊をいう。
- (4) 応急修理 次号及び第6号のものをいう。
- (5) 緊急修理 災証明書において全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊（修理することで居住できる住宅であって、現在の居住者が引き続き居住する意思があるものに限る。以下同じ。）に該当する住宅において、屋内への雨水の浸入を防ぎ当該住宅の被害拡大を防ぐために行う修理であって合成樹脂シート等の屋根、外壁、建具等への展張等をいう。
- (6) 最小限度の修理 災証明書において全壊、大規模半壊、中規模

半壊、半壊又は準半壊と判定された住宅において、屋根、床、外壁、基礎、ドア、窓、トイレ、浴槽その他の日常生活において必要不可欠な部分に行う修理であって、現在の所有者の資力では行えないものをいう。

(助成対象)

第3条 この事業の助成対象は、応急修理が必要な住宅の所有者とする。ただし、当該住宅の所有者が同意し、市長が適当と認めるときは、当該住宅の居住者を助成対象とすることができる。

(緊急修理の助成内容)

第4条 緊急修理の助成内容は、緊急修理に必要な合成樹脂シート、ロープ、土のう等の資材の購入費又はそれらを使用した修理に要した費用であって住宅1件につき50,000円を上限とする。

(緊急修理の実施期間)

第5条 助成対象となる緊急修理は、令和6年1月31日までに行われたものに限るものとする。

(最小限度の修理の助成内容)

第6条 最小限度の修理の助成内容は、最小限度の修理に要する費用であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額を上限とする。

(1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の住宅 1件につき
706,000円

(2) 準半壊の住宅 1件につき343,000円

(最小限度の修理の実施期間)

第7条 助成の対象となる最小限度の修理は、令和6年7月1日までに行われたものに限るものとする。

(助成申請等)

第8条 応急修理の助成申請は、令和6年能登半島地震における被災住宅応急修理助成事業申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 対象住宅が準半壊以上の損害であることが確認できるり災証明書

(2) 住宅の被害箇所が確認できる応急修理前の写真(緊急修理にあつては修理後の写真を含む。)

(3) 応急修理用の資材の領収書又は応急修理の見積書等の応急修理の内容及び経費等が確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

2 緊急修理の申請期限は令和6年2月29日までとし、最小限度の修理の申請期限は、令和6年7月31日までとする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否

を決定し、令和6年能登半島地震における被災住宅応急修理助成決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知する。

4 市長は、前項の助成の決定が緊急修理の助成に係るものであるときは、助成の決定に併せて助成の額の確定をするものとする。

（最小限度の修理の実績報告等）

第9条 前条第3項の助成の決定が最小限度の修理の助成に係るものであるときは、最小限度の修理が完了したのち1月以内に令和6年能登半島地震における被災住宅応急修理助成事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

（1） 最小限度の修理に関する契約内容が確認できる書類

（2） 最小限度の修理工事完了報告書

（3） 最小限度の修理工事施工前、施工中及び施工後の写真

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

（報告及び検査）

第10条 市長は、事業の実施に関し必要があると認めるときは、申請者及び修理請負事業者に対し、必要な報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は市の職員をして事業者の関係者に対して質問させる措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じた場合において、なお必要があると認めるときは、市の職員をして必要な検査を行うことができる。

（助成決定の取消し）

第11条 市長は、助成決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

（助成金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により助成決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、助成金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 助成金の受給者は、前項の規定による支援金の返還を請求されたときは、本市に返還しなければならない。

（災害救助法の適用に伴う措置）

第13条 令和6年能登半島地震について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条第2項の救助が魚津市の区域において適用（以下「災害救助法の適用」という。）されることとなった場合は、この要綱の規定にかかわらず、災害救助法その他関係法令の定めるところにより被災住宅の応急修

理を行うものとする。ただし、災害救助法の適用前に第8条第3項による助成決定を受けた場合は、この限りではない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第8条第3項の規定による助成決定を受けている者に係る第10条から第12条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第1号（第8条関係）

令和6年能登半島地震における被災住宅応急修理助成事業申請書

年 月 日

魚津市長

宛

申請者

現在の住所	
氏名	
連絡先（電話番号）	

被災住宅応急修理の助成を受けたいので、令和6年能登半島地震における被災住宅応急修理助成事業実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

被害を受けた住宅について

1 住宅の所有者氏名	_____
2 住宅の所在地	_____

緊急修理の助成を申請します。

1 被災日	令和6年1月1日
2 被害を受けた場所	屋根・外壁・建具（窓、玄関、サッシ） その他（ _____ ）
3 緊急修理の内容	_____
4 助成交付申請（請求）額	_____円

備考 令和6年能登半島地震における被災住宅応急修理助成事業実施要綱第8条第1項各号に掲げる書類を添付してください。

最小限度の修理の助成を申請します。

1 被災日	令和6年1月1日
2 住宅の被害の程度	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊
3 被害を受けた場所	屋根・柱・床・外壁・基礎・梁・ドア・窓・サッシ・上下水道の配管 ガスの配管・給排気設備の配管・電気、電話線、テレビ線の配線 トイレ・浴室・その他（ _____ ）
4 最小限度の修理の内容	_____
5 住宅を修理する資力が不足する理由	_____
6 助成交付申請額	_____円

備考 令和6年能登半島地震における被災住宅応急修理助成事業実施要綱第8条第1項各号に掲げる書類を添付してください。

魚津市指令 第 号

住 所

氏 名

令和6年能登半島地震における被災住宅応急修理助成決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった令和6年能登半島地震における被災住宅応急修理助成について、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



記

1 決 定

助成決定対象者氏名

助成決定内容 緊急修理 最小限度の修理

助成の支給額

2 却 下

却下の理由

様式第3号（第9条関係）

令和6年能登半島地震における被災住宅応急修理助成事業実績報告書

年 月 日

魚津市長

宛

申請者

現在の住所	
氏名	
連絡先（電話番号）	

年 月 日付け魚津市指令 第 号により交付決定を受けた令和6年能登半島地震における被災住宅応急修理助成事業実績について、次のとおり報告します。

実績報告の対象となる住宅

1 住宅の所有者氏名	_____
2 住宅の所在地	_____

最小限度の修理の実績

1 最小限度の修理の場所	_____
2 最小限度の修理の内容	_____
3 最小限度の修理に要した額	_____円

備考 令和6年能登半島地震における被災住宅応急修理助成事業実施要綱第9条各号に掲げる書類を添付してください。